

【資料1】

令和3年1月18日

第4回東村山市創生総合戦略推進協議会

東村山市創生総合戦略推進協議会の非常時における運営について

制定：令和3年1月 日

(目的)

第1条 この規程は、東村山市創生総合戦略推進協議会設置規則に定める東村山市創生総合戦略推進協議会（以下「協議会」という。）の非常時における運営について必要事項を定め、もって協議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(書面又はオンライン会議システムによる協議)

第2条 会長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、対面による協議会の開催が困難又は不相当であると認める場合において、書面又はオンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法をいう。以下同じ。）による協議を行うことができる。

2 前項に規定する書面による協議は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴するものとする。

3 前項の規定により意見を表明した委員については、協議会に出席したものとみなすことができる。

4 オンライン会議システムによる映像及び音声（当該映像が正常に送受信されない場合にあつては、音声）の送受信により認識される委員については、出席したものとみなすことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月 日から施行する。